

# 埼玉県訓令第八号

## 訓 令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年七月五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「施行」の下に「及び完結」を加え、「第三十六条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第八号中「施行」の下に「、完結」を加える。

第三条第二項第一号中「施行」の下に「、完結、保存」を加え、同項第二号中「第四条第四項の」の下に「文書公開情報確認者、同条第五項の」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 公文書検索・閲覧システム（埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料のうち公文書の書誌情報を一般の利用に供する機能を有する情報処理システムをいう。）に掲載する公文書の書誌情報（次条第二項第二号において「書誌情報」という。）の提供の承認に関すること。

第三条の次に次の一条を加える。

（文書公開情報確認者）

第三条の二 文書公開情報確認者は、課にあっては第一号に掲げる者を、所にあつては第二号に掲げる者をもって充てる。

- 一 主幹の職にある者又は課長が指定する者
- 二 担当部長の職にある者又は所長が指定する者

2 文書公開情報確認者は、上司の命を受け、次に掲げる事務を処理しなければならない。

- 一 文書管理システムによる文書等の完結に関すること。
  - 二 前条第二項第三号の承認を受ける前の書誌情報の確認に関すること。
- 第四章の章名中「施行」の下に「及び完結」を加える。
- 第四章中第三十六条の次に次の一条を加える。

(完結)

第三十六条の二 文書公開情報確認者は、文書管理システムに記録された文書等が完結したときは、文書管理システムにおいて当該文書等の完結に係る事務を処理しななければならない。

附 則

この訓令は、令和六年八月一日から施行する。